

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 10 日現在

機関番号：82646
 研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2010～2012
 課題番号：22530938
 研究課題名（和文） 米国の高等教育の適格認定における学習成果重視政策転換議論のインパクトに関する研究
 研究課題名（英文） Study on the newly inaugurated higher education policies concerning student learning outcomes: its impact on accreditation process
 研究代表者
 森 利枝（MORI RIE）
 独立行政法人大学評価・学位授与機構・研究開発部・准教授
 研究者番号：00271578

研究成果の概要（和文）：

本研究の遂行を通じて、(1)米国において、高等教育の学習成果を重視するという連邦政府の政策転換は、連邦政府独自の発想ではなく、ア krediteーションの機能の限界に対する社会全体の要請を反映したものであること、(2)各ア krediteーション団体は独自性を守りながら連邦政府の要請に応えた数値基準を導入していること、(3)連邦の学習成果重視政策には、ア krediteーション団体ないし大学の側から現実性が希薄であると評価されている項目があること、を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

This research project primarily clarified three aspects of the newly inaugurated higher education policy of the US federal government: 1) The policy of learning-outcome-based evaluation does not necessarily originate from the federal intuition: it was rather an offspring of the equivocation of current quality assurance system which had been largely carried out with accreditation system, 2) Accreditation bodies have introduced qualitative regulations in accordance with the federal request in provisions separate from their original standards/criteria of accreditation, 3) Some of new federal policies on quality assurance has been deemed to be less feasible by accreditors/higher education institutions.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育社会学

キーワード：教育政策・高等教育・ア krediteーション・学習成果

1. 研究開始当初の背景

平成20年(2008年)の中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」において単位制度

の実質化の要が指摘されたように、高等教育の質に関する議論はインプット重視からアウトプット重視に転換する過程にあった。こ

れはわが国のみにおける現象ではなく、特に米国では 2006 年の教育省長官による諮問への答申であるスペリングズ報告書 *A Test of Leadership* に見られるように、その議論は比較的早い時期から交わされていた。

2. 研究の目的

この研究は、米国における上記のような高等教育のアウトプットを重視する政策議論のうち、アウトプットのうちでも特に学生の学習成果としていかに実現されているかという問題に限局し、学習成果重視の政策転換が適格認定（アクレディテーション）の過程にどのような変化をもたらしているか実証することを目的とした。

3. 研究の方法

(1) スペリングズ報告書以降の連邦政府の高等教育政策の重要な転換を明らかにするために、Federal Register/ vol. 75, no. 209 の分析を行って、高等教育機関とアクレディテーション団体求められる方針の転換の概要を明らかにした。

(2) 全地域アクレディテーション団体の適格認定基準および付帯する規定等の分析と、特徴的な専門アクレディテーション団体の適格認定基準と関連する規定の分析から、政策変更の影響の析出を試みた。

(3) アクレディテーション団体の事業担当者および高等教育機関の ALO（アクレディテーション・リエゾン・オフィサー）を対象とした面談調査を通じて、各機関における対応の状況と、事務担当者による政策評価の標準的な概要を明らかにすることを試みた。

(4) 研究計画期間内に連邦教育省の政策担当者と懇談する機会を持ち、学習成果を重視する政策に関する公式の見解とその背景を確認した。

4. 研究成果

(1) 主な成果

本研究の遂行を通じて、主として以下の三点を明らかにした。

① 米国において、高等教育の学習成果を重視するという連邦政府の政策転換は、連邦政府独自の発想ではなく、アクレディテーションの機能の限界に対する社会全体の要請を反映したものであること。2006 年のスペリングズ報告書の衝撃の大きさのために、学習成果重視

の政策は連邦政府主導の論調であるという理解がされがちであるが、実際にはアクレディテーション団体を含め、高等教育界全体に、学習成果重視の傾向が見られていたことを本研究の成果である論文の中で指摘した。連邦政府の政策が特徴的なのは、むしろ、客観テストなど標準的な指標を導入して比較可能な尺度を以て学習成果を計測しようとしたことである。これに対して、高等教育機関の側及び地域アクレディテーション団体の側は、学習成果評価のルーブリックや e ポートフォリオの導入などの学生の学習成果を計測する手法を取り入れるとともに、機関評価のためのルーブリック等の開発（WASC-Sr）や大学の基本情報を公開するシステムの開発（HLC-NCA）などを行って、質的な達成の証拠を示す努力を講じている。また、中退率や卒業率、資格試験合格率の報告など、標準化テストの点数以外の客観的指標の報告を、個別の高等教育機関に対して求めるようになったアクレディテーション団体もある（NEASC, WASC-Sr など）、さらに専門アクレディテーション団体の中には、American Bar Association のように、プログラム修了者の司法試験合格率をアクレディテーション基準の解釈にあらたに導入し、卒業生の資格取得の実績を学習成果の指標として採用したところもある。

② アクレディテーション団体は従来維持してきた独自の適格認定基準の特性を守りながら連邦政府の要請に応えた数値基準を導入していること。各高等教育機関の使命に応じた達成度を重視するという適格認定の基本的な方針は大きく変わっていない。2011 年 7 月に部分的な施行の始まった Federal Register/ vol. 75, no. 209: Program Integrity Rules では、1 単位あたりの学生の学習量 37.5 時間を確保するような授業を行うことを大学に求め、アクレディテーション団体にはその実施をモニターすることが求められた。各地域アクレディテーション団体は、おのこの適格認定基準とは別に、連邦政策対応の規定を設けて 1 単位あたりの学習量を担保できるようなメカニズムを各高等教育機関が有していることを確認するという新方針を採用している。

③ 連邦の学習成果重視政策には、アクレディテーション団体ないし大学の側から現実性が希薄であると評価されてい

る項目があること。とりわけ **Federal Register/ vol. 75, no. 209: Program Integrity Rules** の一部には、遠隔教育を行う高等教育機関は学生が居住するすべ他の州の設置認可を受けなければならないという条項があり、この条項は実現可能性が低いとして多くの遠隔教育機関の反対を受けて、現在も法の施行が延期されている。高等教育機関でのインタビューからは、この条項は撤廃に持ち込まれるという意見と、計画通り 2014 年には施行されるという意見の双方が見られた。実際、設置認可に高額の手数料を設定している州の学生は受け入れないことを公言する沿革高等教育機関も出てきている。いっぽう、高等教育修了者が貸与奨学金の残債に見合う収入を得ることを高等教育機関が確認することを義務づけた条項(**Gainful Employment Rule**)に関しては、高等教育機関の実務担当者の抵抗がありつつも実施の方向に向かっていくことを、連邦政府の政策立案者からの聞き取りに基づきながら、研究代表者の講演の機会において報告した。

(2) 得られた成果の国内外のインパクト

国内・国外のインパクトは以下のように推定される。

① 国内でのインパクトは、本研究の成果の公表を通じて、とりわけ単位制度の実質化に関する大学及び政策立案者の議論に資するような知見を提供していることによって発現することを期するものである。

② 本研究の成果の国際的なインパクトは、未だ比較的小さいが、いくつかの国際学会において各国の第三者評価機関への中央政府の関与について、本研究の成果を基に発表した。とりわけ 2012 年にフランスで行われたヨーロッパとアジアの高等教育の質保証に関する会議(ASEM)において本研究成果を援用した基調講演を行い、当該会議の議論のトピックを提供した。この成果に関しては国際論文誌への投稿を招待されており、全体的な成果を英語で発表することは本研究を通じた今後の課題の一つとなっている。

(3) 今後の展望

今後の展望として以下の 4 点を挙げることができる。

① すでに(2)の②で述べたように、研究成果を国際的に公表することが本研究期間を終えた時点での直近の課題の一つである。実際の投稿先としては台湾の学術誌及びデンマークの学術誌を想定している。

② 研究代表者は本研究のテーマのうち、とりわけ 1 単位あたりの学習時間の問題がわが国の高等教育の教授・管理運営・政策上の焦眉の課題になりうるとの判断から、平成 25 年度より新たな科学研究費研究「米国高等教育の質保証における学習成果と単位にかかわる政策課題に関する研究」の補助を受けて、すでに研究計画の実施に着手している。

③ 単位あたりの学習量の問題には政策の側も高等教育機関の側も高い関心を持っているため、研究代表者はすでに本研究の成果に基づいて単位をテーマとした講演や勉強会の講師を務めているが、継続する研究計画にも基づきつつ、講演による知見の拡大を継続する。平成 25 年度には日本私立大学協会の講習会での講演を予定している。

④ ②で述べた新たな科学研究費による研究に限らず、本研究の遂行によって得られた知見を下敷きにしなが、学習成果の評価という時宜を得た高等教育の政策課題への対応という短期スパンでの問題関心と、米国における高等教育機関の正当性を、歴史を通じて担保してきたア krediyteshon 団体の独立性の維持と、連邦政府の介入策との折り合いという長期スパンでの問題関心の双方に応えるような研究の遂行を企図している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 9 件)

① 森 利枝, 『単位制度をめぐる背景と課題』, 北里大学高等教育開発センター叢書 FD・SD シリーズ, vol.10, 2013, pp. 1-19, 査読無。

② 森 利枝, 「学習成果に関わる大学情報公開の現状と課題—アメリカ—」, IDE 現代の高等教育, No. 542, 2012, pp. 47-52, 査読無。

③ 森 利枝, 「アメリカの連邦高等教育政策とア krediyteshon 団体の機能」, IDE 現代の高等教育, No. 538, 2012, pp. 36-40, 査読無。

④ 森 利枝, 「e ポートフォリオによる学修アウトカムの評価」, ジアース『文部科学教育通信』, 第 280 号, 2011, pp. 16-17, 査読無。

- ⑤ 森 利枝, 「米国における高等教育機関・ア krediteーション団体・連邦政府の関係 について」, 大学基準協会, 『大学評価研究』, 9 号, 2010, pp. 41-49, 査読有。

〔学会発表〕 (計 7 件)

- ① 森 利枝, 「アメリカの第三者評価における学修成果への視線」日本私立大学協会附置私学高等教育研究所第 56 回公開研究会, 2013 年 5 月 27 日, 主婦会館, 東京
- ② MORI, Rie, Quality Assurance of Higher Education institutions in East and Southeast Asia: Focusing on Governmental Involvement, Keynote Speech at ASEM Seminar on Quality Assurance, October 11-12, 2012, Sevres, France
- ③ 森 利枝, 「認証評価は何を目指すか—諸外国の動向から—」日本私立大学協会附置私学高等教育研究所第 49 回公開研究会, 2011 年 11 月 11 日, アルカディア市ヶ谷, 東京
- ④ 森 利枝, 「単位制度の基盤と今日的課題—時間と成果—」, 京都大学高等教育開発推進センター, 第 17 回大学教育研究フォーラム・シンポジウム「単位制度から見る教授学習・カリキュラム」, 2011 年 3 月 17 日, 京都大学百周年記念ホール, 京都市

〔図書〕 (計 0 件)

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

森 利枝 (MORI RIE)

大学評価・学位授与機構・研究開発部・准教授

研究者番号 : 00271578